

# 高知県公報

発行 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号 発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

### 目次

告 示	ページ
○牛のヨーネ病の発生 (畜産振興課)	1
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示 (2件) (治山林道課)	1
◎土砂災害警戒区域の指定 (防災砂防課)	3
○道路の区域変更 (2件) (道 路 課)	6
○道路の供用開始 ( " )	6
○建築基準法による道路の位置の指定 (建築指導課)	6
公 告	
○農用地利用配分計画の認可の申請 (2件) (農地・担い手対策課)	6
○土地改良区の役員の退任 (2件) (農業基盤課)	7
○土地改良区の清算人の退職 ( " )	7
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	7
入札公告	
○一般競争入札 (Windows Server 2003 更新業務) の公告 (警察本部会計課)	7

### 告 示

#### 高知県告示第301号

牛のヨーネ病が発生したので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成27年5月26日

高知県知事 尾崎 正直

患者

発生頭数	発生場所又は区域	発生年月日	処 分
1 頭	高知市	平成27年5月13日	殺処分

#### 高知県告示第302号

平成26年10月高知県告示第591号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指

定施業要件を変更する予定の通知の内容を香美市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成27年5月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 所在不明の森林所有者
  - 登記簿記載の住所  
香美郡上葦生村安丸1022番地1
  - 氏名  
安丸 嘉吉
- 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
  - 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
平成9年2月農林水産省告示第217号
  - 変更後の指定施業要件  
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

#### 高知県告示第303号

平成26年10月高知県告示第592号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を関係市役所及び町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成27年5月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 所在不明の森林所有者
  - ア 登記簿記載の住所  
土佐郡本川村寺川58番地  
イ 氏名  
十亀 正範
  - ア 登記簿記載の住所  
土佐郡本川村寺川133番地15  
イ 氏名  
川村 一
  - ア 登記簿記載の住所  
土佐郡本川村寺川93番地  
イ 氏名  
川村 幸太郎
  - ア 登記簿記載の住所  
高知市愛宕山5番地10  
イ 氏名  
堅田 英子
  - ア 登記簿記載の住所  
土佐郡本川村長澤18番地5  
イ 氏名

- 自念子生産森林組合
  - ア 登記簿記載の住所  
高知市愛宕山5番地10  
イ 氏名  
伊東 常松
  - ア 登記簿記載の住所  
土佐郡本川村寺川2番地  
イ 氏名  
岡林 作太郎
  - ア 登記簿記載の住所  
土佐郡本川村越裏門71番地5  
イ 氏名  
山中 豊
  - ア 登記簿記載の住所  
広島県呉市広町山5番地1  
イ 氏名  
熊懷 良子
  - ア 登記簿記載の住所  
土佐郡本川村脇ノ山283番地  
イ 氏名  
山中 正
  - ア 登記簿記載の住所  
長岡郡本山町本山794番地  
イ 氏名  
岩塚 和子
  - ア 登記簿記載の住所  
愛媛県宇和島市野川甲1426番地1  
イ 氏名  
山中 信行
  - ア 登記簿記載の住所  
土佐郡本川村長澤14番地1  
イ 氏名  
山中 英夫
  - ア 登記簿記載の住所  
土佐郡本川村越裏門71番地9  
イ 氏名  
和田 豊茂
  - ア 登記簿記載の住所  
高知市東久万125番地  
イ 氏名  
北岡 正一郎
  - ア 登記簿記載の住所  
高知市東久万186番地  
イ 氏名  
森川 良文

(17)ア 登記簿記載の住所 高知市大津乙29番地2 イ 氏名 松岡 児幸	高知市上町三丁目3番29号 イ 氏名 高橋 友美	須崎市緑町4番10号サンメゾン302号 イ 氏名 西村 仁
(18)ア 登記簿記載の住所 東京都港区赤坂一丁目6番8号 イ 氏名 日本アスレティック産業株式会社	(29)ア 登記簿記載の住所 吾川郡上八川丙7106番地 イ 氏名 和田 重正	(40)ア 登記簿記載の住所 広島市矢野町4200番地 イ 氏名 西村 公二
(19)ア 登記簿記載の住所 土佐郡本川村越裏門38番地 イ 氏名 山中 喜美子	(30)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村上八川丙7106番地 イ 氏名 和田 重正	(41)ア 登記簿記載の住所 兵庫県伊丹市東野二丁目31番地 イ 氏名 西村 公二
(20)ア 登記簿記載の住所 広島県東広島市黒瀬切田が丘一丁目29番1号 イ 氏名 熊懐 良子	(31)ア 登記簿記載の住所 大阪市港区築港一丁目6番2-245号 イ 氏名 和田 郁生	(42)ア 登記簿記載の住所 北海道千歳市東雲町五丁目38番地 イ 氏名 大野 弘子
(21)ア 登記簿記載の住所 土佐郡本川村長澤29番地 イ 氏名 和田 栄次郎	(32)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村上八川丙6995番地 イ 氏名 高橋 廣光	(43)ア 登記簿記載の住所 北海道千歳市東雲町五丁目38番地 イ 氏名 大野 勝男
(22)ア 登記簿記載の住所 高知市愛宕山169番地 イ 氏名 森川 森次	(33)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村上八川丙4526番地 イ 氏名 和田 民子	(44)ア 登記簿記載の住所 北海道千歳市北栄町1347番地1 イ 氏名 今橋 宮子
(23)ア 登記簿記載の住所 香川県善通寺市吉原町3157番地1 イ 氏名 北岡 建男	(34)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村上八川丙5128番地 イ 氏名 川村 勘晴	(45)ア 登記簿記載の住所 北海道幌別郡登別町字来馬67番地 イ 氏名 吉村 栄子
(24)ア 登記簿記載の住所 高知市西新屋敷144番地18 イ 氏名 森川 竹充	(35)ア 登記簿記載の住所 兵庫県三原郡三原町市市430番地1 イ 氏名 中岡 誠順	(46)ア 登記簿記載の住所 北海道網走郡美幌町字鳥里71番地 イ 氏名 白石 千代美
(25)ア 登記簿記載の住所 土佐郡本川村長澤132番地2 イ 氏名 原 昌三	(36)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村上八川丙7106番地 イ 氏名 中町 太郎	(47)ア 登記簿記載の住所 幡多郡西上山村久保川141番地 イ 氏名 山本 春馬
(26)ア 登記簿記載の住所 土佐郡地蔵村東石原2587番地 イ 氏名 仁井田 義吉	(37)ア 登記簿記載の住所 東京都新宿区下落合三丁目6番24号シヤンプル目白204 イ 氏名 和田 秀男	(48)ア 登記簿記載の住所 幡多郡十和村久保川253番地 イ 氏名 八木 誓
(27)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村上八川丙6827番地 イ 氏名 三橋 貫一	(38)ア 登記簿記載の住所 南国市領石924番地1 イ 氏名 岩崎 貢	(49)ア 登記簿記載の住所 幡多郡十和村久保川477番地 イ 氏名 芝 理智子
(28)ア 登記簿記載の住所	(39)ア 登記簿記載の住所	(50)ア 登記簿記載の住所 幡多郡十和村久保川164番地

イ 氏名  
八木 知加  
(51)ア 登記簿記載の住所  
幡多郡十和村久保川198番地 1

イ 氏名  
安藤 楨洋  
(52)ア 登記簿記載の住所  
幡多郡十和村久保川24番地

イ 氏名  
八木 伊佐武  
(53)ア 登記簿記載の住所  
奈良県北葛城郡河合町広瀬台三丁目12番地10

イ 氏名  
小笠原 洋彰  
(54)ア 登記簿記載の住所  
長岡郡大豊町杉767番地

イ 氏名  
川井 末廣  
(55)ア 登記簿記載の住所  
愛媛県松山市和気町二丁目854番地54

イ 氏名  
福谷 祥  
(56)ア 登記簿記載の住所  
中村市京町四丁目28番地スカイハイツ206

イ 氏名  
森 好永  
(57)ア 登記簿記載の住所  
千葉市若葉区都賀の台四丁目 1 番10号コーポヒルトン  
201号

イ 氏名  
土屋 不二加  
(58)ア 登記簿記載の住所  
千葉県君津市中野五丁目 3 番31号

イ 氏名  
安岡 英明  
(59)ア 登記簿記載の住所  
千葉市中央区白旗三丁目 2 番 3 号ファインコート3110  
-402号

イ 氏名  
安岡 英明

2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨  
(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
平成9年2月農林水産省告示第316号

(2) 変更後の指定施業要件  
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・  
期間及び樹種について  
**高知県告示第304号**  
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する  
法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の  
区域を土砂災害警戒区域として指定する。  
なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県中  
央西土木事務所に備え置いて縦覧に供する。  
平成27年5月26日  
高知県知事 尾崎 正直

箇所番号	区域の 名称	区域の所在地	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
403-35 -215	栃の木 谷 川 (1)	高岡郡越知町大平及び 桐見川（別紙図面の とおり）	土石流
403-35 -216	栃の木 谷 川 (2)	高岡郡越知町大平及び 桐見川（別紙図面の とおり）	土石流
382-25 -205	白髪谷 川	吾川郡仁淀川町坂本 （別紙図面の とおり）	土石流
382-99 -004	フドウ 滝谷川	吾川郡仁淀川町日浦 （別紙図面の とおり）	土石流
384-34 -003	ゴンゲ ン谷川	吾川郡仁淀川町北川及 び下北川（別紙図面 の とおり）	土石流
384-34 -004	向口谷 川	吾川郡仁淀川町下名野 川及び中（別紙図面 の とおり）	土石流
384-34 -005	斧谷川	吾川郡仁淀川町下名野 川（別紙図面のと おり）	土石流
384-34 -006	上屋敷 西谷	吾川郡仁淀川町下名野 川（別紙図面のと おり）	土石流

384-34 -007	フキガ 谷川	吾川郡仁淀川町上名野 川及び長坂（別紙図 面 のとおり）	土石流
384-34 -008	中津川	吾川郡仁淀川町上名野 川及び長坂（別紙図 面 のとおり）	土石流
384-34 -009	奥谷川	吾川郡仁淀川町上名野 川及び長坂（別紙図 面 のとおり）	土石流
384-35 -208	北川	吾川郡仁淀川町下北川 （別紙図面の とおり）	土石流
I-2465	長 屋 (1)	吾川郡仁淀川町長屋 （別紙図面の とおり）	急傾斜地の崩壊
I-2466	宗 津 (1)	吾川郡仁淀川町宗津 （別紙図面の とおり）	急傾斜地の崩壊
I-2467	宗 津 (2)	吾川郡仁淀川町宗津 （別紙図面の とおり）	急傾斜地の崩壊
I-2468	田 村 (1)	吾川郡仁淀川町田村 （別紙図面の とおり）	急傾斜地の崩壊
I-2469	田 村 (2)	吾川郡仁淀川町田村 （別紙図面の とおり）	急傾斜地の崩壊
I-2470	本 村 (2)	吾川郡仁淀川町本村 （別紙図面の とおり）	急傾斜地の崩壊
I-2472	藤ノ野 (1)	吾川郡仁淀川町藤ノ野 （別紙図面の とおり）	急傾斜地の崩壊
I-2473	桜	吾川郡仁淀川町桜及び 長屋（別紙図面の と おり）	急傾斜地の崩壊
I-2474	峯岩戸 (1)	吾川郡仁淀川町峯岩戸 （別紙図面の と おり）	急傾斜地の崩壊
I-2475	峯岩戸	吾川郡仁淀川町峯岩戸 （別紙図面の と おり）	急傾斜地の崩壊

	(2)	(別紙図面のとおり)	
I-2476	川 口 (1)	吾川郡仁淀川町川口 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2477	橘谷	吾川郡仁淀川町相能、 川口及び橘谷(別紙図 面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2478	川 口 (2)	吾川郡仁淀川町川口 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2479	吾川川 口	吾川郡仁淀川町川口 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2481	大 崎 (3)	吾川郡仁淀川町大崎及 び葛原(別紙図面のと おり)	急傾斜地の崩壊
I-2483	中 村 (2)	吾川郡仁淀川町中村 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2484	葛 原 (1)	吾川郡仁淀川町葛原 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2485	葛 原 (2)	吾川郡仁淀川町大崎及 び葛原(別紙図面のと おり)	急傾斜地の崩壊
I-2486	西浦	吾川郡仁淀川町寺村 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2518	引 地 (2)	吾川郡仁淀川町引地 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2519	相 能 (1)	吾川郡仁淀川町相能及 び川口(別紙図面のと おり)	急傾斜地の崩壊
I-2520	久 喜 (1)	吾川郡仁淀川町久喜 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2521	久 喜 (2)	吾川郡仁淀川町久喜 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

I-2522	向口	吾川郡仁淀川町加枝 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4915	長 屋 (2)	吾川郡仁淀川町北浦及 び長屋(別紙図面のと おり)	急傾斜地の崩壊
II-4916	宗 津 (3)	吾川郡仁淀川町宗津 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4917	宗 津 (4)	吾川郡仁淀川町宗津 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4918	宗 津 (5)	吾川郡仁淀川町宗津及 び田村(別紙図面のと おり)	急傾斜地の崩壊
II-4919	田 村 (3)	吾川郡仁淀川町田村及 び本村(別紙図面のと おり)	急傾斜地の崩壊
II-4920	藤ノ野 (2)	吾川郡仁淀川町藤ノ野 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4921	藤ノ野 (3)	吾川郡仁淀川町桜(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4922	峯岩戸 (3)	吾川郡仁淀川町峯岩戸 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4923	中 村 (3)	吾川郡仁淀川町中村 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4924	寺村	吾川郡仁淀川町岩戸、 寺村及び蕨谷(別紙図 面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4925	竹屋敷 (3)	吾川郡仁淀川町蕨谷 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4926	蕨 谷 (1)	吾川郡仁淀川町蕨谷 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4927	蕨 谷 (2)	吾川郡仁淀川町葛原及 び蕨谷(別紙図面のと おり)	急傾斜地の崩壊

		おり)	
II-4928	タニオ ク	吾川郡仁淀川町蕨谷 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4929	蕨 谷 (3)	吾川郡仁淀川町蕨谷 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4930	ヒラバ (1)	吾川郡仁淀川町蕨谷 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4931	ヒラバ (2)	吾川郡仁淀川町寺村及 び蕨谷(別紙図面のと おり)	急傾斜地の崩壊
II-4966	引 地 (3)	吾川郡仁淀川町引地 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4967	二子野 (1)	吾川郡仁淀川町二子野 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4968	ノヂ	吾川郡仁淀川町二子野 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4969	シンタ ク	吾川郡仁淀川町二子野 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4970	二子野 (2)	吾川郡仁淀川町二子野 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4971	相 能 (2)	吾川郡仁淀川町相能及 び川口(別紙図面のと おり)	急傾斜地の崩壊
II-4972	久 喜 (3)	吾川郡仁淀川町久喜 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4980	二子野 (3)	吾川郡仁淀川町二子野 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4981	上久喜 (1)	吾川郡仁淀川町久喜 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4982	上久喜 (2)	吾川郡仁淀川町久喜 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

I-2491	奥谷 (1)	吾川郡仁淀川町上名野川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2492	中奥 (1)	吾川郡仁淀川町上名野川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2493	中奥 (2)	吾川郡仁淀川町上名野川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2494	平組 (1)	吾川郡仁淀川町上名野川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2495	平組 (2)	吾川郡仁淀川町上名野川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2496	下組 (1)	吾川郡仁淀川町上名野川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2497	下組 (2)	吾川郡仁淀川町上名野川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2498	下組 (3)	吾川郡仁淀川町上名野川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2499	中(1)	吾川郡仁淀川町下名野川及び中 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2502	下北川 (1)	吾川郡仁淀川町下北川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2504	長坂 (1)	吾川郡仁淀川町長坂 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2505	上屋敷 (1)	吾川郡仁淀川町下名野川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

I-2506	松木	吾川郡仁淀川町下名野川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2507	上屋敷 (2)	吾川郡仁淀川町下名野川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2508	斧の谷 (1)	吾川郡仁淀川町下名野川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2509	下名野川	吾川郡仁淀川町下名野川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2510	向(1)	吾川郡仁淀川町下名野川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2511	二ノ滝 (1)	吾川郡仁淀川町二ノ滝 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2512	二ノ滝 (2)	吾川郡仁淀川町二ノ滝 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2513	下北川 (2)	吾川郡仁淀川町下北川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2514	下北川 (3)	吾川郡仁淀川町下北川及び名野川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4935	奥谷 (2)	吾川郡仁淀川町上名野川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4936	ナカヲク	吾川郡仁淀川町上名野川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4937	中奥 (3)	吾川郡仁淀川町上名野川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

II-4938	下組 (4)	吾川郡仁淀川町上名野川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4939	中奥 (4)	吾川郡仁淀川町上名野川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4940	津江 (1)	吾川郡仁淀川町津江及び長坂 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4941	津江 (2)	吾川郡仁淀川町下名野川及び津江 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4947	長坂 (2)	吾川郡仁淀川町長坂 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4948	長坂 (3)	吾川郡仁淀川町長坂 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4950	津江 (3)	吾川郡仁淀川町津江及び長坂 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4951	アセボヲキ	吾川郡仁淀川町下名野川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4952	斧の谷 (2)	吾川郡仁淀川町下名野川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4953	向(2)	吾川郡仁淀川町下名野川及び中 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4954	斧の谷 (3)	吾川郡仁淀川町下名野川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4955	斧の谷	吾川郡仁淀川町下名野川	急傾斜地の崩壊

	(4)	川及び中(別紙図面のとお)	
II-4957	二ノ滝(3)	吾川郡仁淀川町下名野川及び二ノ滝(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II-4958	中(2)	吾川郡仁淀川町下名野川(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II-4959	中(3)	吾川郡仁淀川町下名野川及び二ノ滝(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II-4960	ニシムキ	吾川郡仁淀川町二ノ滝(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II-4961	中堂	吾川郡仁淀川町下名野川(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II-4962	二ノ滝(4)	吾川郡仁淀川町二ノ滝(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II-4963	下北川(4)	吾川郡仁淀川町下北川(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II-4964	下北川(5)	吾川郡仁淀川町下北川(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊

**高知県告示第305号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成27年5月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年5月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 381号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)

高岡郡四万十町茅吹手字佐助谷196番2地先から高岡郡四万十町津賀字ハゴサコ187番19まで	前	16.9 }	101
	後	61.4 }	101
		26.3 }	101
		61.4	

**高知県告示第306号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成27年5月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年5月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山北岸本停車場
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
香南市香我美町徳王子字澤標1664番1から香南市香我美町徳王子字紅葉賀918番1まで	前	8.5 }	150
	後	22.1 }	150
		10.5 }	150
		23.0	

**高知県告示第307号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成27年5月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年5月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 381号
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長(メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町茅吹手字佐		

助谷196番2地先から高岡郡四万十町津賀字ハゴサコ187番19まで	101	平成27年5月26日
-----------------------------------	-----	------------

**高知県告示第308号**

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

平成27年5月26日

高知県知事 尾崎 正直

地 名	地 番	幅 員(メートル)	延 長(メートル)	備 考
土佐市蓮池字埴	517番6	6.00	25.76	

-----  
**公 告**  
-----

農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人高知県農業公社から農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により次のとおり当該農用地利用配分計画を公衆の縦覧に供する。

なお、同項の規定に基づき、利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を提出することができる。

平成27年5月26日

高知県知事 尾崎 正直

1 農用地利用配分計画の概要

- (1)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称  
室戸市吉良川町乙1575番地  
岩川 義雄  
イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番  
室戸市吉良川町字松ノ下乙5777番
- (2)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称  
南国市明見496番地  
浜田 文昭  
イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番  
南国市明見字亀尻511番1、字中野521番2、字藪ヶ鼻598番1、字田所伝640番並びに字タブノ本668番及び669番並びに大埴字中ノ丁乙3326番、乙3327番1、乙3327番2、乙3327番3及び乙3328番

- 2 申請年月日  
平成27年5月1日

- 3 縦覧場所  
高知県農業振興部農地・担い手対策課
- 4 縦覧の期間及び時間  
平成27年5月26日(火)から同年6月9日(火)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)
- 5 意見書の提出先  
高知市丸ノ内一丁目7番52号  
高知県農業振興部農地・担い手対策課

農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人高知県農業公社から農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により次のとおり当該農用地利用配分計画を公衆の縦覧に供する。

なお、同項の規定に基づき、利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を提出することができる。

平成27年5月26日  
高知県知事 尾崎 正直

- 1 農用地利用配分計画の概要
  - (1) 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称  
土佐市太郎丸196番地  
三宮 君生
  - (2) 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番  
土佐市太郎丸9字竹畑14番2及び28番、甲原字豊田450番1、565番1、566番1、567番、568番及び569番並びに宇定物沢3353番及び3356番1、北地字長田1360番1及び字千松ケ鼻1420番1並びに蓮池字風呂田4710番、4711番、4717番1及び4717番2並びに宇五反地4825番2、4827番1及び4827番2
- 2 申請年月日  
平成27年5月7日
- 3 縦覧場所  
高知県農業振興部農地・担い手対策課
- 4 縦覧の期間及び時間  
平成27年5月26日(火)から同年6月9日(火)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)
- 5 意見書の提出先  
高知市丸ノ内一丁目7番52号  
高知県農業振興部農地・担い手対策課

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定によ

り、西土佐地区土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

平成27年5月26日  
高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
監事	谷脇 實	四万十市西土佐藪ヶ市 487
〃	岡崎 英右	〃 西土佐大宮 948
〃	竹葉 徳一	〃 〃 1569-6

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、窪川土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

平成27年5月26日  
高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
理事	河野 智紀	高岡郡四万十町仕出原97-1

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、西土佐地区土地改良区から次のとおり退職した清算人の届出があった。

平成27年5月26日  
高知県知事 尾崎 正直

氏名	住 所
長崎幸一郎	四万十市西土佐藪ヶ市 495-1
松浦 和人	〃 〃 477-2
武内 友榮	〃 西土佐下家地1874
久保 政廣	〃 西土佐須崎 352
上崎 保	〃 〃 195
竹葉 伝	〃 西土佐大宮 472
宮島 稔明	〃 〃 1569-2
矢間 務	〃 〃 585
浜田 稲積	〃 〃 909
竹崎 政司	〃 〃 1769
中川 勝海	〃 〃 1329-6
篠田 定亀	〃 〃 978

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成27年5月26日  
高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる	開発許可を受けた
------	-----------	----------

	地域の名称	者の住所及び氏名
平成26年12月19日 26高都計第477号	吾川郡いの町八田字 ナミ松2434番7	吾川郡いの町八田 2476番地 栗田 孝昭

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成27年5月26日  
高知県警察本部長 國枝 治男

- 1 入札に付する事項
  - (1) 特定役務の名称及び数量  
Windows Server 2003更新業務 一式
  - (2) 特定役務の特質等  
入札説明書による。
  - (3) 特定役務の履行期限  
平成28年3月31日
  - (4) 特定役務の履行場所  
高知県警察本部
  - (5) 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
  - 次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。
    - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
    - (2) 高知県における「平成27~29年度競争入札参加資格者登録名簿(物品購入等関係)」に登録されている者であること。
    - (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領(平成7年12月高知県告示第638号)に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
    - (4) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成27

<p>年度から平成29年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（平成26年9月高知県告示第555号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていないこと及び告示第1の2の(9)に該当しないこと。</p> <p>(5) 入札説明書に示した特定役務の要求仕様に合致した業務を確実に履行することができることを証明し、かつ、契約を完全に履行する業務の実施体制及び能力を備えている者であること。</p> <p>(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>3 契約条項を示す場所等</p> <p>(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号780-8544 高知市丸ノ内二丁目4-30 高知県警察本部警務部会計課用度係 電話番号088-826-0110（内線2253）</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法 平成27年5月26日（火）から同年6月26日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。</p> <p>(3) 入札事前説明会の日時及び場所 ア 日時 平成27年6月16日（火）午後1時30分 イ 場所 高知市丸ノ内二丁目4-30 高知県警察本部2階 201会議室</p> <p>(4) 入札及び開札の日時及び場所 ア 日時 平成27年7月8日（水）午後1時30分 郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成27年7月6日（月）午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。 イ 場所 高知市丸ノ内二丁目4-30 高知県警察本部2階 201会議室</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金 高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規</p>	<p>則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。</p> <p>(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した特定役務を履行することができることを証明する書類を平成27年6月26日午後5時までに3の(1)の交付場所に提出しなければならない。また、開札の日までの間において、高知県警察本部長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札の無効 この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者の決定方法等 規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。</p> <p>(6) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(7) 契約書作成の要否 要</p> <p>(8) 資格審査に関する事項 2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成27年6月5日（金）までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。 なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。</p> <p>(9) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)と同じ。</p> <p>(10) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the operations to be provided: Windows Server 2003 renewal service</p> <p>(2) Deadline for the submission of documents to</p>	<p>certify the qualification: 5:00 P.M. on Friday 26 June 2015</p> <p>(3) Date and time for tender (by hand): 1:30 P.M. on Wednesday 8 July 2015</p> <p>(4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive by 5:00 P.M. on Monday 6 July 2015</p> <p>(5) Contact: Accounting Division, Department of Police Administration, Kochi Prefectural Police Headquarters, 2-4-30 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8544 Japan Tel: 088-826-0110 (ext. 2253)</p> <p>(6) Others: As in the tender documentation</p>
---	---	--